

## 河南町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要綱

### （申請書の提出）

第1条 町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。） 、地質調査、測量、設計監理等及び物品買入等の入札に参加しようとする者は、別に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

### （提出期間）

第2条 建設工事の申請書の提出期間は、令和4年以降3年ごとに到来する年（以下「建設工事の提出年」という。）の1月16日から2月15日まで（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。2月15日が、土曜日に当たるときは「2月15日」とあるのは「2月17日」と、日曜日に当たるときは、「2月15日」とあるのは「2月16日」とする。以下同じ。）とする。ただし、町長は建設工事の提出年以外の年にあつては、追加の提出期間として当該年の1月16日から2月15日までの間に特に追加提出を認めることができる。

2 物品買入等の申請書の提出期間は、令和5年以降3年ごとに到来する年（以下「物品買入等の提出年」という。）の1月16日から2月15日までとする。ただし、町長は物品買入等の提出年以外の年にあつては、追加の提出期間として当該年の1月16日から2月15日までの間に特に追加提出を認めることができる。

3 地質調査、測量、設計監理等の申請書の提出期間は、令和6年以降3年ごとに到来する年（以下「地質調査、測量、設計監理等の提出年」という。）の1月16日から2月15日までとする。ただし、町長は地質調査、測量、設計監理等の提出年以外の年にあつては、追加の提出期間として当該年の1月16日から2月15日までの間に特に追加提出を認めることができる。

### （有効期間）

第3条 申請書の有効期間は受付けた日の属する年度の次の年度から次回提出年の受付け日の属する年度の末日までとする。ただし、提出年以外の年に受付けたものについては、受付けた日の属する年度の次の年度から次回提出年の受付け日の属する年度の末日までとする。

(変更届)

第4条 申請に必要な書類の提出後において当該書類について変更が生じたときは、その都度変更届を提出しなければならない。ただし、希望業種の追加及び変更は認めない。

(入札参加資格の承継)

第5条 合併、分割又は営業譲渡等により、有資格業者から入札参加資格を承継しようとする者は、別に定めるところにより、入札参加資格承継承認申請書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。